

## 第 2 次吹田市子ども読書活動推進計画(素案)

令和 5 年(2023 年)●月

吹田市教育委員会

## 目次

<b>第1章 第2次吹田市子ども読書活動推進計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 策定の趣旨 .....	3
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 計画の対象 .....	4
5 社会情勢の変化.....	4
6 国や府の動き .....	4
<b>第2章 取組の現状と成果</b> .....	<b>7</b>
1 「(第1次)吹田市子ども読書活動推進計画」について.....	7
2 地域・家庭における取組 .....	7
3 保育所・幼稚園・認定こども園における取組.....	9
4 学校における取組.....	10
5 市立図書館における取組.....	12
<b>第3章 第2次推進計画の基本方針と具体的な取組</b> .....	<b>14</b>
1 基本方針.....	14
2 読書の位置づけ .....	14
3 推進のための具体的な取組み .....	14
(1) 家庭・地域における読書活動の推進 .....	14
(2) 保育所や幼稚園、認定こども園における読書活動の推進.....	15
(3) 学校における読書活動の推進 .....	15
(4) 市立図書館における読書活動の推進 .....	15
4 取組の指標 .....	17
<b>語句解説</b> .....	<b>20</b>
※本計画の中で下線のある語句について、説明を掲載しています。	
<b>参考資料</b> .....	<b>25</b>

### 本計画中の「子供」の表記について

「常用漢字表」(平成22年内閣告示第2号)に基づき、「子供」と表記しますが、法律名、計画名、その他発行物名など、個別の名称によっては「子ども」「こども」と表記します。本計画の名称についても、前計画に引き続き、「第2次吹田市子ども読書活動推進計画」とします。

## 第1章 「第2次吹田市子ども読書活動推進計画」の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

テレビやコンピューターゲーム、インターネットや携帯電話の急速な普及などにより、読書習慣の未形成とあいまって、読書離れ、活字離れが憂慮されることから、子供の読書環境をより豊かなものにするよう、本市においては平成19年(2007年)3月に「吹田市子ども読書活動推進計画」(以下「(第1次)推進計画」という。)を策定しました。

その後、平成19年度(2007年度)から平成23年度(2011年度)の5年間の取組成果を検証し、平成25年(2013年)3月に(第1次)推進計画を改訂し、家庭や地域、図書館、学校、保育所、幼稚園等において、さらなる読書活動推進の取組を進めてから、令和5年(2023年)3月で10年が経過します。

この10年の間、家庭や地域、図書館、学校、保育所、幼稚園等の様々な場面において、絵本の読み聞かせを楽しみ、読書に親しむ子供たちの姿が変わりなく見受けられた一方で、インターネットを利用する時間が長くなり、SNSの普及等、子供たちを取り巻く環境は急激に変化しています。子供の生活時間や物事への興味・関心が多様化し、小学生から中学生と年齢が上がるにつれ、読書量が減る傾向にあります。こうした社会の変化を踏まえ、本市において今後も引き続き、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生100年時代と言われる長い時をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものとして、子供の読書環境の整備に努め、読書活動推進のための取組を進めていくために「第2次吹田市子ども読書推進計画」(以下「第2次推進計画」という。)を策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

第2次推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に基づく、「市町村子ども読書活動推進計画」で、国及び大阪府の子ども読書活動推進基本計画を基本としています。

また、「吹田市第4次総合計画」、「第2期吹田市教育振興基本計画(吹田市教育ビジョン)」を上位計画とする子育て・学びに関する個別計画であり、子供の読書活動を進めるための方針を整理したものです。

### 3 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)の5年間

## 4 計画の対象

第2次推進計画の対象とする子供は、0歳からおおむね18歳以下とします。

子供の読書活動を支援し、推進していくためには、周囲の大人の理解や協力が必要不可欠であることから、子供への絵本や図書の選び方、絵本の読み聞かせの講座等、大人を対象とした子供の読書に係る事業も合わせて取り組んでいきます。

## 5 社会情勢の変化

新型コロナウイルスは、日本では令和2年(2020年)1月から感染者が確認され始め、瞬く間に感染拡大し、令和2年4月には緊急事態宣言が発出される事態になりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止策の影響も受け、人々のライフスタイルやワークスタイルは急激に変化し続けています。また、人との接触を避けることから、地域のつながりや人間関係が希薄化するなど、家庭や地域での子育て支援に対する課題も多種多様なものとなってきています。

子供がスマートフォンをはじめとしたインターネット接続機器を利用する機会が増加するとともに、機器を利用する年齢層が低くなりつつあります。情報化社会の進展は、あらゆる分野の多様な情報に容易に触れることができる一方で、スマートフォン等への依存や、インターネット等を通じたいじめなど、様々な問題が生じています。「視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかと、文部科学省の審議(平成30年3月 子供の読書活動推進に関する有識者会議)においても指摘されています。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、ライフスタイルやワークスタイルは多様化し、社会構造は大きく、急激に変化し、予測が困難な時代となっています。グローバル化の進展は、在留外国人の増加と国籍の多様化による様々な考えや文化に触れる機会を増加させています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う甚大な影響は、私たちの行動・意識・価値観にまで多方面に波及しています。

そうした中、子供たちは、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくことなどが求められています。

## 6 国や府の動き

### 【国の基本計画】

国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」に基づき、平成30年(2018年)に第四次基本計画を策定しています。

第四次基本計画の改正のポイントとしては、

- ・読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
- ・友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実

・情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析が示されました。

また、第四次基本計画では、第三次基本計画に引き続き、

・1 か月間に1冊も本を読まない子供の割合（不読率）を低減

・市町村の推進計画策定率の向上

を目指すとされています。

#### 【学習指導要領等】

各要領等に主に次のとおり規定されています。

○小学校・中学校・高等学校・支援学校の新学習指導要領

令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）実施

・言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動を充実させること

・学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ること

・児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させること

○幼稚園教育要領（言葉の獲得に関する領域「言葉」から抜粋）

平成30年度（2018年度）施行

・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

○保育所保育指針（言葉の獲得に関する領域「言葉」から抜粋）

平成30年度（2018年）適用

・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領（言葉の獲得に関する領域「言葉」から抜粋）

平成30年度（2018年度）施行

・日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語などにした親しみ、保育教諭等や友達と心を通わせる。

#### 【視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律】

令和元年（2019年）6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）が公布・施行されました。全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会をめざした基本理念や、国と地方公共団体の責務等が示されたものです。国や地方公共団体が、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の普及を図ること、障がい者向けサービス提供への取組を強化すること等が規定されました。文字・活字文化に

触れることが困難な障がいを持つ子供に対する読書環境の整備に努めていく必要があります。

#### 【大阪府の計画】

大阪府は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、令和3年（2021年）に第4次推進計画を策定しています。

「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」では、

- ・発達段階の特徴に沿った読書活動推進
- ・読書活動ができていない（読書のために時間を割かない、興味を持てるような本がない、本を読むことが面倒）子供への読書環境整備

を視点とし、「読書」の概念を広く捉え、以下のように「読書」の位置づけをしています。

- ・目的や状況、自らのスタイルに応じて、ふさわしい「読書」の手法がある。
- ・小説や物語などだけでなく、新聞などを読むことも「読書」
- ・絵本などを人に読んでもらうこと、本を見て触って感じることも「読書」
- ・写真集や絵画集を見て感じたり、図表や地図などの必要な内容を読み取り活用したりすることも「読書」
- ・紙媒体だけでなく、電子媒体で本を読むことも「読書」
- ・本を1冊全て読むことだけでなく、自分の興味・関心がある箇所を読んだり、見たりすることにより、知識を得ることや、心に留めることも「読書」

また、大阪府は第4次推進計画では、発達段階ごと（乳幼児の時期・小学生の時期・中学生の時期・高校生の時期）に取組の柱を掲げています。

## 第2章 取組の現状と成果

### 1 「(第1次)吹田市子ども読書活動推進計画」について

本市では、平成19年(2007年)3月に「吹田市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成25年(2013年)3月に改訂を行いました。この(第1次)推進計画をもとに、子供の読書環境をより豊かなものにするため、平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)の10年間においては、関係する部局が次のような取組を行ってきました。

### 2 地域・家庭における取組

子供の読書活動については、家庭が大きな役割を担っています。子供の読書活動は、日常生活を通じて形成されるものであり、乳幼児期から生活の中で本に親しむ機会が提供されることが必要です。子供の最も身近な存在である保護者に、親子の読み聞かせの大切さを知り、楽しさを実感してもらうために様々な取組を行っています。

本市には地域における子供の活動場所となる施設として、児童会館、児童センター、青少年クリエイティブセンター、子育て青少年拠点夢つながり未来館、自然体験交流センターなどがあり、それぞれに図書コーナーを設け、子供と本をつなぐ役割を果たしています。

また、市内に4つある地域・家庭文庫には、40年近くの長きにわたって、地域の子供に本との出会いの場を提供してきた文庫もあり、それぞれが子供と本をつなぐ場としての活動を行っています。

対象	取組	内容	所管
乳幼児と保護者	<u>ブックスタート事業</u>	赤ちゃんに絵本を贈るほか、読み聞かせとわらべうた・手遊びを楽しむおはなし会「 <u>ブックスタートのひろば</u> 」を開催し、親子が絵本に親しむきっかけを提供しています。	市立図書館 母子保健課 のびのび子育てプラザ
	子供と本が出合う場の提供	乳幼児健診の待ち時間を利用した保育士による読み聞かせなど、職員やボランティアによる読み聞かせを行っています。	母子保健課
子供と保護者	子供と本が出合う場の提供	各施設に図書コーナーを設置して、地域における読書環境を整備しています。	子育て政策室 青少年室
		青少年クリエイティブセンターにおいて、施設利用者へ図書の貸出を行っています。	青少年室
	地域の読書活動の支援	<u>地域・家庭文庫</u> において図書の貸出や読み聞かせを行う活動に対して支援を行っています。	市立図書館
地域学校協働活動（ <u>太陽の広場</u> や地域の学校、 <u>地域教育協議会</u> 行事等）による読書支援活動を行っています。		青少年室	
「吹田市生涯学習出前講座」「 <u>抱っこで絵本講座</u> 」など、保護者に読み聞かせのコツと親子で絵本を読む楽しさを伝えることで家庭における読書活動の促進を図っています。		まなびの支援課 市立図書館	
保護者	広報活動	4か月児健診、乳児後期健診の受診の案内にブックスタートのリーフレットを同封しています。	各室課
		市報「すくすく」のページや各施設のホームページにおいて、絵本を通じた子育て支援情報を提供しています。	



### 3 保育所・幼稚園・認定こども園における取組

保育所・幼稚園・認定こども園は子供にとっては初めての集団生活の場であり、先生や周りの友達とともに多くのことを学ぶ場でもあります。集団の中で体験する絵本や紙芝居などの読み聞かせは、家庭とは違う雰囲気や一体感などを味わうことが多く、「見る」「聞く」「知る」楽しみを発見する良い機会となっています。

本市では、在籍児だけでなく地域の方にも読み聞かせを行うとともに、子供が自分の興味や関心に応じて絵本などを手に取り、親しむ機会も設けています。

対象	取組	内容	所管
乳幼児と保護者及び保育教諭	子供と本が出合う場の提供	図書コーナーを設置して、読書環境を整備しています。	保育幼稚園室
		保護者へ図書の貸出を行っています。	子育て政策室
		保育所・幼稚園・育児教室等で読み聞かせなど読書に関する取組を行っています。	
		「まちかど絵本館」で図書の貸出を行っています。	保育幼稚園室
	読書活動の支援	地域教育協議会による読書支援活動をしています。	青少年室
		保護者に読み聞かせのコツと親子で絵本を読む楽しさを伝えています。	保育幼稚園室
	市立図書館との連携	団体貸出、図書館見学、図書館司書による読み聞かせを行っています。	保育幼稚園室
		各保育所で実施される赤ちゃん会において図書館司書による絵本の紹介や読み聞かせを行っています。	市立図書館
	広報活動	園発行の手紙での絵本の紹介や市立図書館作成のブックリスト『もうよんだかな?』を活用し、保護者への啓発を行っています。	保育幼稚園室
	研修	保育教諭の研修を行っています。	

#### 4 学校における取組

学校における読書活動は、生涯学習の基礎を培うとともに、子供の語彙を豊かにし、思考力を養うなど学力の基盤であり、情緒豊かな心を育成する上でも、非常に大切です。

読書活動支援者の配置による学校図書館教育の推進とともに、地域のボランティアによる読み聞かせ等の取組の充実に努めており、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動を行っています。日々の各教科や総合的な学習の時間の学習はもちろんのこと、「朝の読書活動」等の実施や読書感想文コンクールに参加するなど、読書習慣を身につけさせ、読書経験を豊かにする機会を効果的に位置づける取組を行っています。また、各教科や総合的な学習の時間の調べ学習で学校図書館を活用し、情報の収集や整理・分析、まとめ・表現する力（情報活用能力）を育成する取組を行っています。

対象	取組	内容	所管
児童・生徒と教員	学校図書館の充実	読書活動支援者を配置し、学校図書館教育の充実に図るとともに司書教諭や他の教職員、読書活動支援者、朝の読み聞かせボランティアが連携して計画的に読書活動を進めています。	学校 学校教育室 教育センター
		図書館資料の充実、児童・生徒が利用しやすい読書環境の整備に取り組んでいます。	
	調べ学習等の実施	図書やインターネットを使って情報を収集し、得た情報を整理し、自己の考えを深める <u>情報リテラシー</u> を育みます。	
	読書活動の充実	朝の読書活動を行っています。	
		読み聞かせやブックトークなど、児童・生徒が読書に関心を持つような読書活動に取り組んでいます。	
		委員会活動など、児童・生徒が主体となった読書活動に取り組んでいます。	
	研修	教員・読書活動支援者の研修を行っています。	

対象	取組	内容	所管
児童・生徒と教員	学校と市立図書館の連携	調べ学習用の図書や読みもののセットを市立図書館から借りることにより、学校の読書活動の充実を図っています。 本の配送については、申込制の「 <u>ごりまる便</u> 」(自動車文庫車両を使って配本)から、全市立小・中学校に定期的に配本を行う学校連絡便に移行しました。	学校  市立図書館
		市立図書館作成のブックリスト等を配布し、児童・生徒の読書意欲の向上を図っています。	
		<u>学校図書館サポートプログラム</u> による市立図書館から学校への支援を行っています。	
	広報活動	学校のホームページや発行物を通して、学校図書館の取組を発信しています。	学校

## 5 市立図書館における取組

図書館は、子供にとって読書の楽しみを知る身近な場所であり、保護者にとって子供に読ませたい本を選んだり、相談ができる場所です。その役割を果たすために、中央図書館を中心に、地域館・分室がネットワークを組み、学校、保育所などの関係機関や家庭・地域文庫などの市民団体と連携しながらさまざまな読書サービスを行っています。

対象	取組	内容	所管
乳幼児と保護者	子供と本が出合う場の提供	乳幼児向け絵本コーナー、特設コーナーを設置し、蔵書の充実を図っています。	市立図書館
		年齢別絵本リストを作成・配付することで保護者等に向けて本の情報を発信しています。	
	年齢に合わせた読み聞かせを行っています。		
読書活動の支援	保護者に読み聞かせのコツと親子で絵本を読む楽しさを教える連続講座「抱っこで絵本講座」や「親子で絵本とわらべうた」を行っています。		
児童・生徒	子供と本が出合う場の提供	大きな字の本コーナー、YAコーナー等対象年齢別のコーナーやテーマによる特設コーナーを設置するとともに、蔵書の充実を図っています。	
		図書館に興味をもつ子供を <u>一日図書館員</u> として受け入れています。	
		ビブリオバトルの開催や、YA サポーターの募集など、YA 世代を対象とした取組を行っています。	
	図書館利用促進、読書促進	『おめでとう！年生』『もうよんだかな?』『てくてく』等のブックリストを作成・配布することで本の情報を発信しています。	
<u>読書貯金</u> の冊子を配布し、子供の読書意欲の向上を図っています。			

対象	取組	内容	所管
障がいをもつ子供	子供と本が出合う場の提供	やさしい本(LLブック)のコーナーを設置しています。	市立図書館
		マルチメディアデイジー、点字資料、さわる絵本等、読みにくさに合わせた蔵書の充実を図っています。	
		支援学級の図書館見学を受入れています。	
		点字絵本の読み聞かせを行っています。	
		ユニバーサルえほんのじかんを行っています。	
図書館利用促進	LLブック版図書館利用案内を作成・配布しています。		
読書活動の支援	支援学級、障がい者施設への団体貸出を行っています。	学校 各施設 市立図書館	
子供と保護者	子供と本が出合う場の提供	子どもと本のまつりを開催しています。 (共催:吹田子どもの本連絡会)	市立図書館
		夏休み文庫を設置しています。	
		『市民が選ぶ子どもたちに読ませたい100+5冊の本』を作成し、配布しています。	
	地域等における読書活動への支援	吹田市生涯学習出前講座等への講師派遣を行っています。	まなびの支援課 市立図書館
		留守家庭児童育成室への団体貸出及び配本を行っています。	放課後子ども育成室 市立図書館
		地域の施設への団体貸出を行っています。	各施設 市立図書館
児童・生徒と教員	学校図書館への支援	団体貸出及び配本を行っています。	学校  市立図書館
		図書館見学・職業体験を受入れています。	
		学校図書館サポートプログラムを行っています。	

### 第3章 第2次推進計画の基本方針と具体的な取組

#### 1 基本方針

第2次推進計画では、(第1次)推進計画の取組を継続し、発達段階や生活の場に応じて、すべての子供が読書に親しむための機会をさらに増やすことを目指し、また、そのための環境整備を推進することに取り組めます。

#### 2 読書の位置づけ

(第1次)推進計画においては、紙の本を中心とした読書活動の推進に取り組んできました。第2次推進計画においては、物語などの紙の本を1冊読むことを「読書」として、引き続き大切にするとともに、絵本などを人から読んでもらったり、絵や写真を見たり、図表などから必要な情報を読み取り活用すること、また、本だけでなく雑誌や新聞、さらに電子図書などの電子媒体の文章を読むことも「読書」と位置づけ、子供の読書に対する機会や選択肢を増やし、子供の読書の幅が広がるように取組を進めます。

#### 3 推進のための具体的な取組

子供それぞれの発達段階や生活の場に合わせた読書活動の推進に取り組めます。推進のための取組においては、新型コロナウイルス感染症拡大による在宅時間の増加等、生活環境の変化に合わせた読書環境の整備に努めます。また、障がいのある子供や入院・療養中の子供、母語が外国語の子供、不登校や引きこもりの子供、配慮が必要な子供にも対応した環境整備を進めます。

##### (1) 家庭・地域における読書活動の推進

子供の読書活動においては、子供にとって最も身近な場所である家庭や地域が大きな役割を担っています。地域において本のある環境を整備し、絵本等の読み聞かせを通じた、子供の健全育成、及び親子の愛着形成を進めます。

第2次推進計画では、引き続き身近な場所である家庭や地域における読書環境を整備し、充実していくとともに、保護者をはじめ子供のまわりの大人に対して、読書の大切さや楽しさについての啓発を推進していきます。赤ちゃん絵本の最初の出会いの場であるブックスタート事業では、「ブックスタートのひろば」を通して、子育てに関する不安等がある保護者を把握した場合は、相談機関につなぐなど、絵本を通じた子育て支援の場としても充実を目指します。図書館に足を運ぶことの難しい保護者にも、訪問等による支援の取組を進めます。

## (2) 保育所や幼稚園、認定こども園における読書活動の推進

保育所や幼稚園、認定こども園は、子供にとっての初めての集団生活の場です。第2次推進計画においては、集団の中での絵本の読み聞かせなどの継続的な読書体験の中で、絵本や物語を見たり聞いたりすることが大好きな子供を育成し、絵本や物語を通じて親子のふれあいの機会等を設けることを目的に子供の読書活動を推進します。

また、保護者へ向けても、子供の読書に係る啓発を行っていきます。

## (3) 学校における読書活動の推進

小・中学校における児童・生徒の発達段階に応じた読書活動は、子供が自ら進んで読書を楽しみ、読書を生かすことができるようにするものであり、生涯学習の基礎を培うものです。読書活動支援者を配置し、学校図書館教育の充実を図るとともに司書教諭や他の教職員、読書活動支援者、朝の読み聞かせボランティアが連携して計画的に読書活動を進めています。

第2次推進計画においては、学校図書館等の機能を計画的に充実・活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を支えることを目的に学校における読書環境の整備を進めます。学校図書館については、読書センターとしての機能に加えて、「学習センター」としての機能、子供や教員のニーズに対応したり情報活用能力を育成したりするための「情報センター」としての機能をもたせ、充実を図ります。

学校図書館の蔵書に加えて、市立図書館と連携し、定期的に学校連絡便で市立図書館から団体貸出資料を借り受けることにより、子供がより一層多種多様な資料に触れる機会を増やすことを目指します。また、市立図書館が提供する「すいた電子図書館」の電子図書をGIGAスクール構想における児童・生徒の1人1台端末で活用し、子供の読書の幅を広げます。

## (4) 市立図書館における読書活動の推進

図書館では、中央図書館を中心に、学校や保育所・幼稚園・認定こども園、地域の子供に関わる団体等とも連携し、いつでもどこでもだれでも読書に親しむことができるよう、地域における読書推進活動の中心的な役割を担っています。

第2次推進計画においても引き続きおはなし会をはじめ、子供の興味・関心にあった様々な行事を実施し、図書館利用のきっかけをつくり、利用促進を図るとともに、ブックリストや図書館ホームページ、SNSを活用した子供と子供の本に係る情報発信を充実していきます。また、大人を対象とした子供の読書に関する講座等を実施し、子供の読書活動の推進に関わる各種団体との配本体制を含めたネットワークづくりへの取組も(第1次)推進計画から引き続き進めていきます。

学校等関連施設との連携を図る総合的な支援体制として、子ども読書活動支援センター機能を中央図書館内に設置し、全市的な子供の読書環境整備を進めることを目的とした取組を実施していきます。

さらに情報化社会における新しい読書の媒体として、電子図書の活用も図ります。特にYA世代の読書離れについては、電子図書、SNS等オンラインでのサービス提供の方策

を進め、読書への選択肢を増やし、読書や図書館利用へのきっかけをつくるよう取り組みます。メール等オンラインによる調べものや読書相談（レファレンスサービス）の受付、パスファインダーの作成を進め、子供が自分で調べて情報を活用できるよう支援します。

障がいのある子供や母語が外国語の子供などの読書活動の支援についても、調査研究をしながら、マルチメディアダイジー等資料の充実や利用しやすい環境整備、読書に関する情報提供を行い、サービスの充実を図ります。



#### 4 取組の指標

子供の読書活動推進の取組は、令和元年度（2019年度）以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主に行事等については、中止・延期・縮小などが繰り返されたことに伴い、実績数値が低くなりました。

今後、感染症拡大防止策を講じながら、徐々に新型コロナウイルス感染症拡大前の状況に戻し、経年比増となっていくよう取組を進めていきます。

##### (1) ブックスタート絵本の配付状況

【所管：市立図書館、母子保健課、のびのび子育てプラザ】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
配付冊数	2,604 冊	2,635 冊	2,293 冊	2,385 冊	2,431 冊
対象人数	3,231 人	3,292 人	3,006 人	3,152 人	3,011 人
配付率	81.0 %	80.0 %	76.2 %	75.7 %	80.7 %

##### (2) ブックスタートのひろば(0～1歳児)実施回数・延べ参加人数

【所管：市立図書館】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
実施回数	1,221 回	1,224 回	1,071 回	54 回	293 回
延べ参加人数	14,026 人	12,797 人	10,081 人	401 人	1,625 人

##### (3) おひざで絵本(2～3歳児)実施回数・延べ参加人数

【所管：市立図書館】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
実施回数	382 回	373 回	328 回	32 回	168 回
延べ参加人数	3,640 人	2,905 人	2,346 人	169 人	772 人

##### (4) まちかど絵本館の貸出冊数

【所管：保育幼稚園室】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
貸出冊数	378 冊	432 冊	275 冊	15 冊	21 冊

※数値は、幼稚園と認定こども園のみの実績です。

(5) 学校図書館の児童・生徒の1人当たりの貸出冊数

【所管：学校、学校教育室】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
市立小学校	32冊	33冊	34冊	36冊	43冊
市立中学校	4冊	4冊	4冊	4冊	3冊

(6) 市立図書館の児童書の個人貸出冊数

【所管：市立図書館】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
貸出冊数	1,286,643冊	1,293,168冊	1,153,692冊	904,945冊	1,399,680冊

※児童書は、市立図書館児童書コーナーに設置している図書を指します。

(7) 市立図書館の年齢別(0歳～18歳)の貸出冊数

【所管：市立図書館】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
0～6歳	293,189冊	285,854冊	247,593冊	205,426冊	315,335冊
7～9歳	241,077冊	245,393冊	226,036冊	158,815冊	238,629冊
10～12歳	178,188冊	167,654冊	159,542冊	129,185冊	165,325冊
13～15歳	65,619冊	63,467冊	59,507冊	44,611冊	60,413冊
16～18歳	36,666冊	35,535冊	28,927冊	26,886冊	35,153冊

※紙芝居・雑誌・視聴覚資料を含みます。

(8) 市立図書館から学校への団体貸出冊数

【所管：市立図書館、学校】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
貸出冊数	12,099冊	15,815冊	13,937冊	15,083冊	25,978冊

(9) 市立図書館から留守家庭児童育成室への団体貸出冊数

【所管：市立図書館、留守家庭児童育成室】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
貸出冊数	22,674冊	23,270冊	23,346冊	24,710冊	28,132冊

(10)「すいた電子図書館」の電子図書の貸出点数

【所管：市立図書館、学校、学校教育室、教育センター】

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
貸出点数					10,234点

※市立図書館が提供する「すいた電子図書館」は、令和3年7月に開始しました。

令和3年度は、図書館利用者への9か月分の実績となります。

## 語句解説

※本計画の中で、下線のある語句の説明です。

### 赤ちゃん会

0～1歳児の親子が参加し、ふれあい遊びや体を動かして遊んだあと、家庭でできる遊びの紹介や簡単な材料でできる手作りおもちゃ作りをしたり、子育ての悩み等も交流したりしている。また、離乳食の話や、保健師から健康についての話をして学習会も行っている。

### 朝の読書活動

学校において、朝の始業前の時間帯に児童・生徒が一斉に読書をする。ボランティアによる本の読み聞かせなども行っている。

### 一日図書館員

学校の夏休み期間中などに、小・中・高校生を対象に図書館の仕事を1日体験してもらう図書館主催事業の1つ。

### SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。インターネット上のコミュニケーションを促進する登録制のサービス。共通の趣味や関心を持つ人が集まり、相互に情報発信等を行うことができる。図書館では「Facebook（フェイスブック）」と「Twitter（ツイッター）」で公式アカウントを開設している。それぞれの特性に合わせて行事の報告や本の紹介などに活用している。

### LLブック（エルエルブック）

LLはスウェーデン語の「Lättläst」の略語で「やさしく読める」という意味。知的障がいや発達障がいなどの、通常の活字図書の利用が困難な人にも理解しやすいように工夫された本。やさしくわかりやすい言葉や短い単語、イラストや写真を用いて表現される。

### おひざで絵本

ボランティアグループ「こぐま」の協力のもと、2～3歳児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたの実演を各図書館で行っている。（図書館司書が実施する回もあり。）

### 『おめでとう1年生』

小学校に入学した新1年生を対象に、図書館司書が本を選び紹介文をつけて発行・配布している市立図書館発行のリスト。

### 親子で絵本とわらべうた

9か月から1歳の乳幼児と保護者、2～3歳児と保護者対象の読み聞かせとわらべうたを楽しむ連続講座。図書館司書が講師を務める。中央図書館の主催事業。

### 学校図書館サポートプログラム

市立小・中学校の図書担当教員や読書活動支援者を対象とした「読み聞かせ」「蔵書管理」「本の修理」などをテーマにしたプログラム。申込により図書館司書が学校を訪問し実施。

### 子ども読書活動支援センター

学校、幼稚園、保育所、認定こども園等との連携を進めるため、令和3年度（2021年度）に中央図書館に担当を設置した。子供の読書活動に関わる団体などへの支援を包括的に行っている。

### 子どもと本のまつり

子供に本を読む楽しさや喜びを知ってもらうために、毎年4月23日（子ども読書の日）から約1か月間、講演会や工作教室、おはなし会などの子供向け行事を全市立図書館で行っている。地域・家庭文庫の主宰者や子供の本の研究を続ける市民で構成される「吹田子どもの本連絡会」との共催。令和3年度で第38回を迎えた。

### ごりまる便

市立図書館の自動車文庫（ゆめぶんこ）を利用して市立小・中学校に団体貸出の図書を配達、回収をする事業。平成25年度（2013年度）から実施し、自動車文庫の事業が終了したことで本事業についても終了。

「ごりまる」は自動車文庫（ゆめぶんこ）車両に描かれていた国松エリカ作の絵本『はっけよいごりまる』のキャラクター名。

後継の事業として、中央図書館内の子ども読書活動支援センターから市内の全市立小・中学校へ向けて、定期連絡便の運行を令和3年9月から開始した。

### さわる絵本

視覚障がい児等が触覚で鑑賞できるように、絵本を原本にして、フェルトや皮、毛糸など様々な素材を使って絵の部分を半立体的に表現して製作された絵本。

### 『市民が選ぶ子どもと読みたい100+5冊の本』

子供の読書活動を推進するための取組として平成21年（2009年）7月に『市民が選ぶ子どもたちに読ませたい100+5冊の本』を市立図書館が発行。発行から10年以上が経過したことを受けて、令和3年（2021年）10月に『市民が選ぶ子どもと読みたい100+5冊の本』の名称に変更し改訂版を発行。

## 情報リテラシー

様々な種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力。情報活用能力ともいう。

## 吹田市生涯学習出前講座

市職員が講師役として、直接会場等へ出向いて講座を実施する事業。読書に関する講座として、市立図書館では「親子で絵本とわらべうた」「図書館使いこなし講座」などのメニューを提供。

## 太陽の広場

地域ボランティアの見守りのもと、放課後に小学校の運動場や空き教室等を利用して、児童が安心して安全に過ごせる居場所や体験活動の場を提供している。

## 抱っこで絵本講座

1歳児とその保護者を対象とした絵本の読み聞かせについて学ぶ3回連続の講座。読み聞かせの意義や年齢に合った絵本の選び方、読み聞かせの方法を図書館司書が解説する。実際に親子で絵本を読み、読むスピードやページをめくるタイミングなどを具体的に学ぶ。市立図書館の主催事業。

## 地域・家庭文庫

市民が絵本や児童書を集め、自宅や団地の集会所などを地域の子供たちに開放して、絵本や児童書の貸出や子供向けの催しなどをする活動のこと。昭和60年代にピークを迎え、本市では一時期16か所で活動があったが、地域図書館の増設とともに減っており、現在は4つの文庫がある。

## 地域教育協議会

中学校区を単位として青少年育成にかかわる各種団体や自治会、学校等、地域の実態に合わせて組織され、教育コミュニティの形成を図る事業を実施し、地域社会全体で子供の健全育成の取り組みを推進することを目的とした団体。

## 『てくてく』

12歳から18歳までの世代を対象に、最近1年間ぐらいに出版された本の中から読み物を中心に、図書館司書が本を選び紹介文をつけて市立図書館が発行した冊子。昭和60年（1985年）創刊。『もうよんだかな？』と合わせて、夏休み文庫と言う。

## 読書貯金（『すいぼんつうちょう』）

市立図書館が作成し、市立小学校の児童を対象に読書振興のために配布している読んだ本の感想などを記録できる小冊子。1冊いっぱいになると「にんていしょう」に貼るシールを配布する。「すいぼん」は図書館のSNSのキャラクターのこと。

### 夏休み文庫

図書館司書が本を選び紹介文をつけて発行した冊子『もうよんだかな?』『てくてく』を2つの総称。冊子に掲載された本は、学校の夏休み期間中に市立図書館でコーナー展示し、積極的に貸出を行っている。

### パスファインダー

ある特定のテーマについて、資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの。図書館を使って調べものをするのを念頭に置いて、市立図書館では数種類を作成している。

### ビブリオバトル

おすすめ本の魅力を紹介しあい、その中から一番読んでみたいと思った本を観客が投票する知的書評合戦。市立図書館では平成24年度(2012年度)に山田駅前図書館で初めて実施し、その後、中央図書館で実施した。

### ブックスタート事業

絵本を介して赤ちゃん和家人の絆を深め、心豊かな成長を支援することを目的とする活動。イギリスのバーミンガムで1992年に始まった。本市では図書館、母子保健課、のびのび子育てプラザが協力して実施。4か月児健康診査等の案内時にお知らせを同封し、図書館に来館した対象者に絵本を1冊贈っている。

### ブックスタートのひろば

ブックスタート事業の一環として、市立図書館でボランティアグループ「りんごの木」の協力のもと、0~1歳児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや手遊び・わらべうたの実演を行っている。

### ブックトーク

特定のテーマに関して集めた本を、解説を加えながら紹介するもの。

### まちかど絵本館

保育所・幼稚園・認定こども園で、地域の子育て支援事業の一環として絵本の貸出を行う。

### マルチメディアデイジー

音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書。読み上げている場所の色が変わるハイライト機能や、スピード、文字の色や大きさ、背景の色などを変える機能がある。

### 『もうよんだかな?』

4～5歳から小学校高学年までを対象に、最近1年間ぐらいに出版された本の中から読み物を中心に、図書館司書が本を選び紹介文をつけて発行した冊子。昭和50年（1975年）創刊。『てくてく』と合わせて、夏休み文庫と言う。市立図書館発行。

### ユニバーサルえほん

透明フィルムを使って、さわってわかるように、点字や形や色が表現された市販絵本。視覚障がいがある子供もいない子供も楽しむことができる。

### レファレンスサービス

いろいろな問合せや調査について、調べ方を教えたり、必要なデータや資料を探したり、関連する機関を紹介するなど、図書館司書が援助する業務。

### YA

YAとはヤングアダルトの略で、市立図書館では12歳～18歳を対象とし、YA世代を対象とした特設コーナー、YAコーナーには、その年齢層の興味・関心にこたえる読みやすい本や役立つ本を設置している。

### YAサポーター

市立図書館で活動する市内在学・在住の中学生から18歳までのボランティア。本の整理や掲示物の作成、絵本の読み聞かせや工作教室といった行事の補助などを行う。



## 参考資料

### ○ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

#### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月文部科学省告示第172号)  
より抜粋

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

3 図書館サービス

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

## ○ 小学校学習指導要領(平成29年3月告示)より抜粋

### 第1章 総則

#### 第3 教育課程の実施と学習評価

##### Ⅰ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- Ⅰ 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

## ○ 中学校学習指導要領(平成29年3月告示)より抜粋

### 第1章 総則

#### 第3 教育課程の実施と学習評価

##### Ⅰ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- Ⅰ 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 第2の第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ、第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

令和4年度 全国学力・学習状況調査

# 吹田の子供のチカラを伸ばす！

【調査日】令和4年4月19日(火) 【調査対象】小学校6年生・中学校3年生の児童生徒

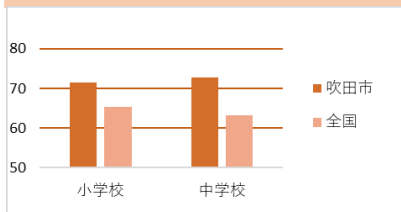
学力調査の結果、小・中学校ともに全ての教科において、平均正答率が全国値を上回りました。しかし、設問ごとに見てみると、正答率が低いものや全国値を下回るものもありましたので、それについては、各教科問題別分析で課題に対する手立てを示しています。

また、児童・生徒質問紙からは、「吹田の子供たちの持つチカラ」が見えてきましたので、以下に示しました。あわせて、課題の見られた項目については、「吹田の子供たちにつけたい3つチカラ」と題し、算数・数学の正答率とのクロス分析を行い、課題を解決するための今後の取組の方向性を示しています。

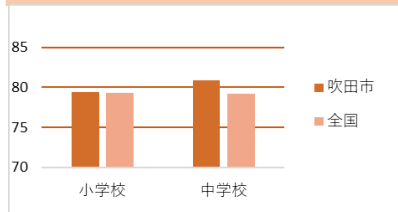
## 吹田の子供たちの持つチカラ

### 主体的に学び、表現しようとするチカラ

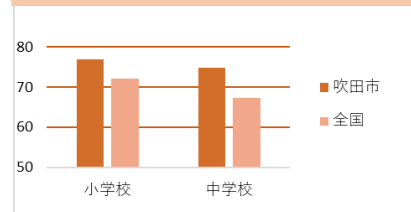
Q. 自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表する



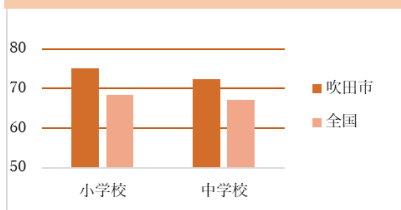
Q. 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む



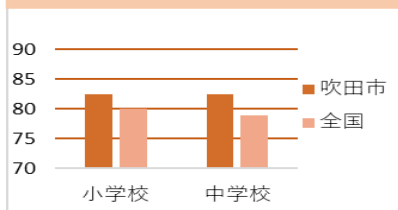
Q. 各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行う



Q. 自分の思いや考えをもとに、作品や作文など新しいものを創り出す活動を行う



Q. 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができますか



※グラフは全て肯定的回答のみ

上記の5つの質問から、以下の子供の姿が見える。

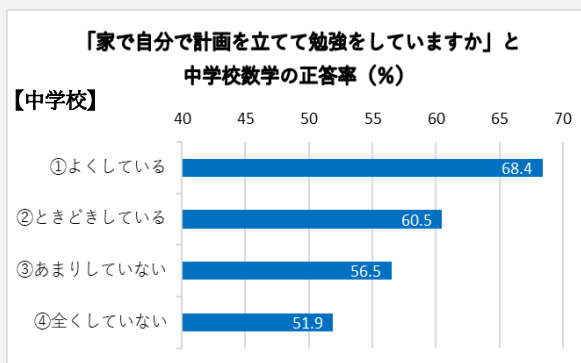
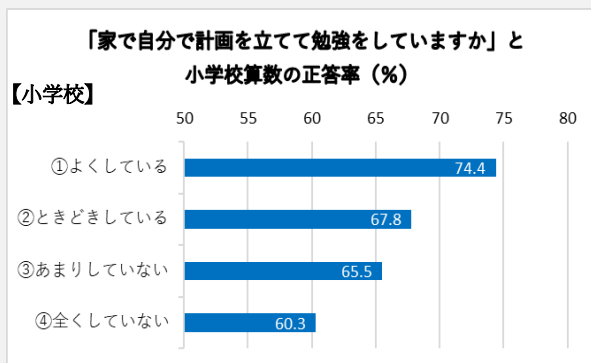
- ・ 問いを持ち、自分なりに情報収集し、その解決に向け行動しようとする姿
- ・ 他者と協働し、学びを深めようとする姿

学習指導要領が目指す「学習者中心の考える授業」が、それぞれの学校で展開され、子供に力が育まれつつある。今後はさらに、一人1台端末を積極的に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、資質・能力の育成を目指す。

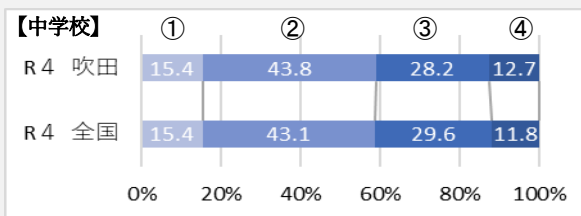
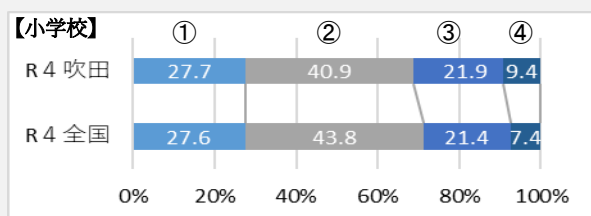
# 吹田の子供たちにつけたい3つのチカラ

## 1. 自分で計画を立てるチカラ

### 家で自分で計画を立てて勉強をする × 算数・数学の正答率



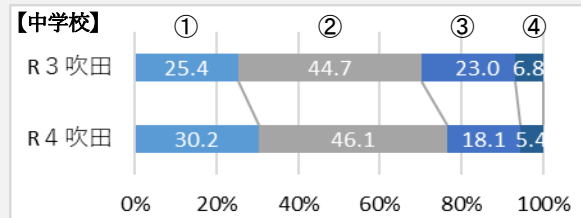
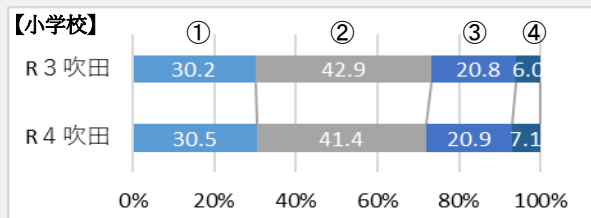
#### Q. 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（学校の授業の予習や復習を含む）



	①	②	③	④
R4 吹田	27.7	40.9	21.9	9.4
R4 全国	27.6	43.8	21.4	7.4

	①	②	③	④
R4 吹田	15.4	43.8	28.2	12.7
R4 全国	15.4	43.1	29.6	11.8

#### Q. 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか



	①	②	③	④
R3 吹田	30.2	42.9	20.8	6.0
R4 吹田	30.5	41.4	20.9	7.1

	①	②	③	④
R3 吹田	25.4	44.7	23.0	6.8
R4 吹田	30.2	46.1	18.1	5.4

＜凡例＞ ①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる ③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

児童・生徒一人ひとりが自己実現するためには、以下のような力が必要と考える。

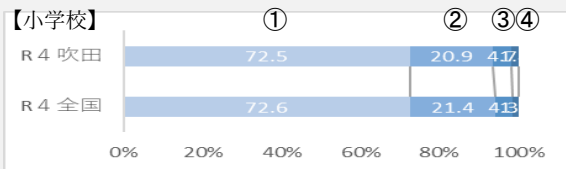
- ・今どんな気持ちで、どんなことを考え、何をしようとしているのか。また、何に興味を持っているのか等、客観的に自分自身を知ることによって自己調整できる力
- ・自分の立てた目標を達成するために必要な自己管理能力

学校教育では、例えば総合的な学習の時間において、課題を見つけ、個別に立てた計画を進めていく経験を積み重ねている。学校生活だけではなく、家庭生活の様々な場面で自分で計画を立てる力を育成する場を意図的に設定していく。

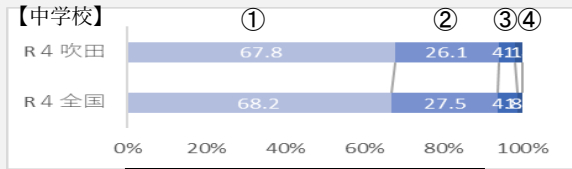
## 2. 自分との違いを認め合うチカラ

<凡例> ①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる ③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

### Q. 友達と協力するのは楽しいと思いますか

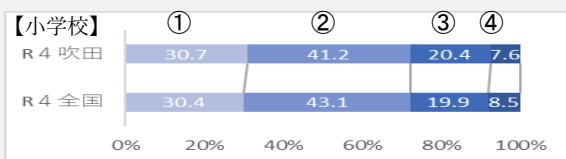


	①	②	③	④
R4 吹田	72.5	20.9	4.7	1.8
R4 全国	72.6	21.4	4.3	1.5

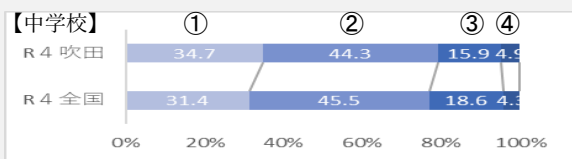


	①	②	③	④
R4 吹田	67.8	26.1	4.1	1.8
R4 全国	68.2	27.5	4.8	1.4

### Q. 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか

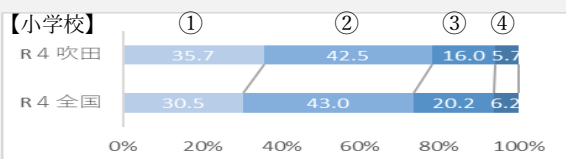


	①	②	③	④
R4 吹田	30.7	41.2	20.4	7.6
R4 全国	30.4	43.1	19.9	8.5

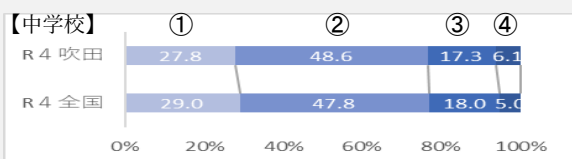


	①	②	③	④
R4 吹田	34.7	44.3	15.9	4.9
R4 全国	31.4	45.5	18.6	4.3

### Q. あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会〔学級活動〕で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか

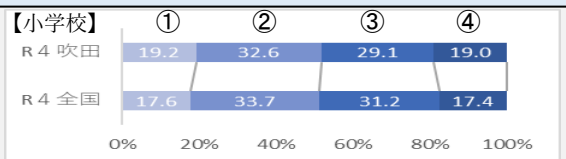


	①	②	③	④
R4 吹田	35.7	42.5	16.0	5.7
R4 全国	30.5	43.0	20.2	6.2

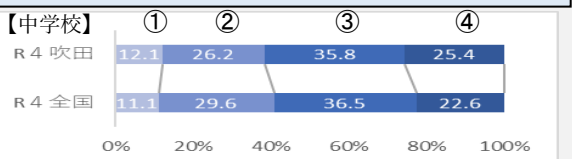


	①	②	③	④
R4 吹田	27.8	48.6	17.3	6.1
R4 全国	29.0	47.8	18.0	5.0

### Q. 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか



	①	②	③	④
R4 吹田	19.2	32.6	29.1	19.0
R4 全国	17.6	33.7	31.2	17.4



	①	②	③	④
R4 吹田	12.1	26.2	35.8	25.4
R4 全国	11.1	29.6	36.5	22.6

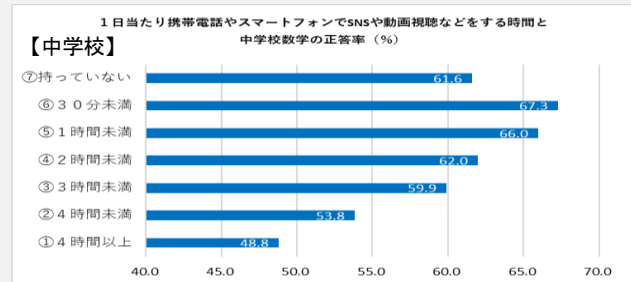
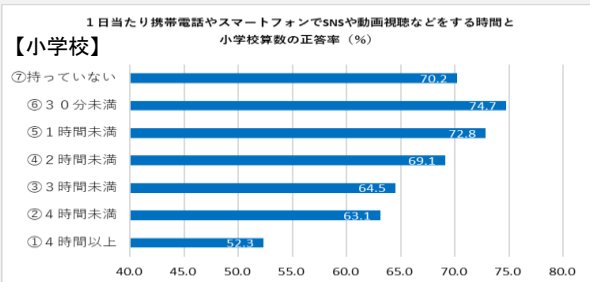
約7割の児童・生徒が、友達と協力することや自分と違う意見について考えることが楽しいと感じているとともに、学級生活をよりよくするために話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を定める取組を経験している。このことから、他者を受け入れ、共感することや、違いを豊かさに変えることのよさは、多くの児童・生徒が理解していることが分かる。

しかし、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えること」の項目の肯定的回答率が、小学校で約5割、中学校で約4割程度に留まっていることから、児童・生徒が教科学習を通して学ぶ様々な社会の仕組みについて理解していることや経験が、十分生かされていないことが課題であるといえる。今後は児童・生徒が一人の市民であることを意識して、よりよい社会を創るために何をすべきかを考える機会を多く設定していく必要がある。

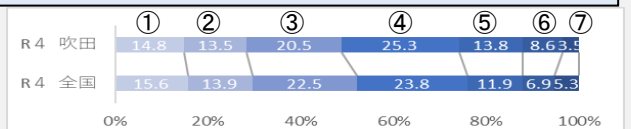
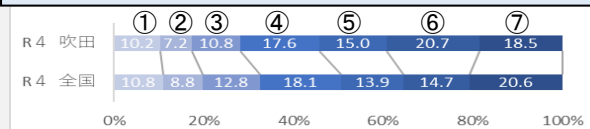
### 3. メディアバランス※<sup>1</sup>について考え行動するチカラ

※1メディアバランスとは、「健康的な生活を送るために、メディア（新聞、書籍、ラジオ、テレビ、インターネット等）の利用と、睡眠や食事、趣味、家族の時間等を、バランスよく両立させること」 <参考>経済産業省 『STEAM ライブラリー』

#### SNS や動画視聴をする時間 × 算数・数学の正答率



Q. 普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで SNS や動画視聴などをしますか(携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く)

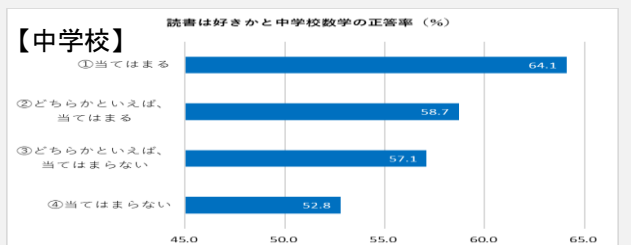
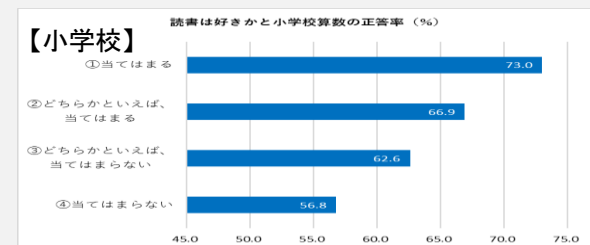


	1	2	3	4	5	6	7
R4 吹田	10.2	7.2	10.8	17.6	15.0	20.7	18.5
R4 全国	10.8	8.8	12.8	18.1	13.9	14.7	20.6

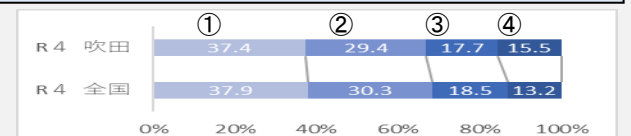
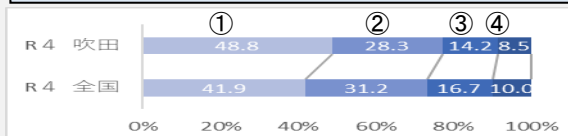
	1	2	3	4	5	6	7
R4 吹田	14.8	13.5	20.5	25.3	13.8	8.6	3.5
R4 全国	15.6	13.9	22.5	23.8	11.9	6.9	5.3

<凡例>①4時間以上 ②3時間以上、4時間より少ない ③2時間以上、3時間より少ない ④1時間以上、2時間より少ない  
⑤30分以上、1時間より少ない ⑥30分より少ない ⑦携帯電話やスマートフォンを持っていない

#### 読書は好きか × 算数・数学の正答率



Q. 読書は好きか



	1	2	3	4
R4 吹田	48.8	28.3	14.2	8.5
R4 全国	41.9	31.2	16.7	10.0

	1	2	3	4
R4 吹田	37.4	29.4	17.7	15.5
R4 全国	37.9	30.3	18.5	13.2

<凡例>①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる ③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

デジタル社会において、デジタルメディア（インターネット、SNS、動画視聴等）を利用することは、当たり前になっており、それらとどう向き合っていくかを児童・生徒自身が主体的に判断する力が必要である。

本市では引き続き、すべての小・中学校で「デジタル・シティズンシップ教育」に取り組み、SNS や動画視聴、読書に関わらず、あらゆるメディアの利用時間等についてウェルビーイング※<sup>2</sup>の視点から考える時間を設けていく。また、保護者や地域の方々に対しても、ともに考えていくことができるよう発信していく必要がある。

※2 ウェルビーイングとは、「幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き (functioning) と潜在能力 (capabilities)」

<参考>国立教育政策研究所 平成 29 (2017) 年 4 月 19 日発行 OECD 生徒の学習到達度調査 PISA2015 年調査国際結果報告書『生徒の well-being』